SCHEDULE

1. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of Japan:

(a) Points in Japan - points in the Kingdom of Cambodia.

(b) Points in Japan - intermediate points - points in the Kingdom of Cambodia - points beyond.

Note: Route (b) may be served by the designated airline or airlines of Japan only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.

2. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of the Kingdom of Cambodia:

(a) Points in the Kingdom of Cambodia - points in Japan.

(b) Points in the Kingdom of Cambodia - intermediate points - points in Japan - points beyond.

Note: Route (b) may be served by the designated airline or airlines of the Kingdom of Cambodia only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.

3. The agreed services provided by the designated airline or airlines of either Contracting Party shall begin at a point in the territory of that Contracting Party, but other points on the specified route may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

告　示

○外務省告示第百八十一号

平成二十七年一月十四日にプノンペンで署名された航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の承認を通知する外交上の公文の交換は、平成二十八年五月二十六日にプノンペンで行われた。よって、同協定は、その第二十一条の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十八年五月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十二号

平成二十七年一月十四日にプノンペンで航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十八年五月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、日本国政府及びカンボジア王国政府の代表者の間で到達した次の了解であって、日本国及びカンボジア王国のそれぞれの国において施行されている法令の範囲内で実施されるものを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　協定の一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2　協定の一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　協定の一方の締約国の指定航空企業は、協定業務の運営に関連して他方の締約国の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を、送金の時の公の市場における為替換算率により、交換可能な通貨で自由に送金し、並びに協定業務の運営のため外貨通貨建て及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

4　協定の一方の締約国の政府は、他方の締約国の指定航空企業が、当該一方の締約国の権限のある当局の付することのある合理的な制限に従うことを条件として、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるよう最善の努力を払う。

5　この書簡の適用上、「領域」、「指定航空企業」及び「協定業務」とは、それぞれ、協定第一条1に定める意味を有する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十四日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　隈丸優次

カンボジア王国

民間航空庁長官　マオ・ハーバナル閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、閣下の書簡に記載された了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が航空業務に関するカンボジア王国と日本国との間の協定の効力発生の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十四日にプノンペンで

カンボジア王国

民間航空庁長官　マオ・ハーバナル

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　隈丸優次閣下

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）